

名古屋市農業委員会 令和4年第1回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年1月25日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時02分
2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	10 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、都市農業課主幹、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）7人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第 1号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第 2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第 3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第 4号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第 5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第 6号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第 7号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第 8号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第 9号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

第10号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に関する意見聴取について

(3) 議題

①意見書の作成について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(5) その他

(6) 閉会

令和4年第1回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員		
3 番	原 田 晴 充 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
		6 番	石 田 正 彦 委員
7 番	川 本 美 幸 委員		
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 利 久 委員
		1 2 番	岩 田 公 雄 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員		
		1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

		1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	木 村 幸 廣 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員		
		2 6 番	竹 川 孝 司 委員
		2 8 番	安 井 秀 樹 委員

令和 4 年第 1 回総会（令和 4 年 1 月 25 日）

開会（午後 2 時 00 分）

事務局次長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 4 年第 1 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 4 年第 1 回総会を開会いたします。 本日は、非常に寒い中でございましたが、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 10 号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に関する意見聴取について」までの 10 議案の審議を行います。また、議題を 1 件、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 10 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、川本美幸委員及び小畠盛夫委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第1号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-1 について、担当委員さんと事務局職員で、1月6日に、現地調査した結果を報告します。

始めに、譲渡人の2人と、譲受人の1人の3人は、住居及び生計を一にする親族で、3人共同で 4,162 平米の農地経営を行っています。

このたび、譲渡人所有の農地について、家族内贈与により、譲受人に持分の一部を移転することとなり、本件申請がなされたものです。

申請の農地、名東区貴船三丁目の2筆は、一体で、ミカンのほか、ブロッコリーやキャベツが栽培されており、良好に肥培

	管理されていました。 また、譲受人は、既に親族共同で農作業に従事されており、自作営農を拡大しても、譲渡人とともに十分に営農できるものと思われます。 以上のことから、本件許可すること何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。 それでは、第 1 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 1 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-2 及び 4-3 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-2 及び 4-3 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、1 月 6 日に調査した結果をご報告します。 受付番号 4-2 の申出者は、申請地を相続した際、本来農地と

して耕作すべきところを、駐車場として利用してしまっていたことが判明し、今回、近隣の運送会社からの需要があり、大型車の駐車場として貸借されるにあたり、追認申請に至ったものです。

申請地の港区西福田四丁目の2筆は、3種農地の田及び畑で転用許可するに問題ないと判断できる農地です。海東土地改良区の意見書もあることから、当該事業には問題がないものと考えられます。

また、面談の結果、相続時より駐車場であったため、このたび、違反転用であることを知ったとのことで、今後は農地法を遵守するとのことでした。

周囲の状況は、北・西側は道路、東側は宅地、南側は水路で、被害防除には配慮するとのことでした。

続きまして、受付番号 4-3 の申出者は、申請地を相続した際、本来農地として耕作すべきところを、駐車場として利用してしまっていたことが判明し、今回、隣接する喫茶店が、運営するための需要があり、駐車場として貸借されるにあたり、追認申請に至ったものです。

申請地の港区寺前町の1筆は、3種農地の田で転用許可するに問題ないと判断できる農地です。西福田土地改良区の意見書もあることから、当該事業には問題がないものと考えられます。

また、面談の結果、相続時より駐車場であったため、このたび、違反転用であることを知ったとのことで、今後は農地法を遵守するとのことでした。

周囲の状況は、北・西側は田、東側は道路、南側は宅地で、

	被害防除には配慮するとのこととです。
	以上、調査の結果、許可をするについて、やむをえないもの と思います。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、 何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 2 号議案の案件について は、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 2 号議案の案件は許可することといた します。 次に、第 3 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証 明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。 受付番号 2-13 から 2-15 について、西部・守山農政課長、お願 いいたします。
西部・守山 農政課長	受付番号 2-13 から 2-15 の農地について、1 月 6 日と 12 日 にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を 報告します。 受付番号 2-13 は田と畑で、田は水稻収穫済み、畑は耕作準 備中でした。 申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として 良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

	受付番号 2-14 は田で、水稻収穫済みでした。 申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。 受付番号 2-15 は 2 筆とも畑で、ネギ、ミカンが作付けされていました。申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。 いずれも何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-7 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-7 の農地につきまして、1 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 願い出のありました中川区柳森町の 1 筆の畑は、耕作準備中であり、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 3 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 3 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 4 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-56 から 1-59 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-56 から 1-59 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、1 月 6 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-56、瑞穂区密柑山町 1 丁目の 2 筆には一体で、柿やミカンのほか、ネギやブロッコリーが、受付番号 1-57、天白区中平二丁目の 1 筆には、柿やミカンのほか、ニンジン、大根が、栽培されていました。 受付番号 1-58、緑区東神の倉二丁目の 2 筆には一体で、大根や高菜などが、受付番号 1-59、天白区中平三丁目の 2 筆には一体で、柿やミカン、ビワが、天白区平針四丁目の 2 筆には一体で、ミカンのほか、タマネギ、ネギが、栽培されていました。 いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-37 及び 2-38 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山 農政課長	受付番号 2-37、2-38 について、1 月 6 日と 12 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-37 は野萩町の 2 筆、小幡南三丁目の 1 筆、大谷町の 1 筆が田で、水稻収穫済みでした。小幡千代田の 1 筆の畑は、オリーブ、柿が作付けされ、小幡南三丁目の 2 筆の畑は、ネギ、タマネギ、ミカンが作付けされていました。 受付番号 2-38 は田と畑で、田は、水稻収穫済み、畑は、ネギ、大根、レタス等が作付けされていました。 いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-27 及び 3-28 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課 長	受付番号 3-27 及び 3-28 の農地につきまして、1 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-27 の中川区戸田明正二丁目の 1 筆の田は水稻収穫済の状態で良好に管理されていました。 受付番号 3-28 の中川区大塩町三丁目の 1 筆の畑にはネギ、タマネギ、水菜、ニンジンが作付けされており、良好に管理されていました。 以上につきまして、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-11 から 4-18 に

	ついて、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-11 から 4-18 までの農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、1 月 6 日と 7 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-13 の 8 筆、4-14 の 3 筆、4-16 の 6 筆の内 5 筆、4-17 の 3 筆の内 2 筆及び、4-18 の 6 筆の申請地につきましては田として、4-11 の 2 筆、4-12 の 2 筆、4-15 の 2 筆、4-16 の 6 筆の内 1 筆及び、4-17 の 3 筆の内 1 筆の申請地につきましては畑として良好に管理されておりました。 以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。 調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 4 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 4 号議案の案件は、証明することといたします。 次に、第 5 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。

西部・守山 農政課長	受付番号 2-2 について西部・守山農政課長、お願いいたします。 受付番号 2-2 の農地について、1 月 12 日に、担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、北区北久手町の 3 筆及び如意三丁目の 1 筆は田で、水稻収穫済でした。如意三丁目の 1 筆は畑で、タマネギ、白菜、大根が作付けされており、良好に管理されています。 この農地の被相続人が亡くなられ、相続人である妻が引き続き農業経営を行うとのことことです。 相続人は以前から農業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-4 及び 3-5 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課 長	受付番号 3-4 及び 3-5 の農地につきまして、1 月 5 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-4 及び 3-5 の願い出については、どちらも被相続人が亡くなられたことによるもので、3-4 は長女が、3-5 は次女が引き続き農業経営を行うことになったことによる願い出です。

願出地である中川区万場五丁目の2筆の畑には、一帯で梅、ミカン、タマネギ、ブロッコリーが作付けされ、良好に管理されていました。

証明することにつき、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第5号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第5号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第6号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について審議を行います。

いわゆる特定農地貸付法は、市民農園の一種である「区画貸し農園」が一定の要件を満たした形で行われる場合には、「特定農地貸付け」として、農地法第3条の規制の対象外とすることを定めています。今回の案件は、すでに開設されている市民農園について、貸付規程を変更しようとするものです。配付資料の①をご覧ください。

この中で、農業委員会が審査する事項は、この市民農園の貸付規程が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。

また、申請者の貸付規程の内容については、表の右側に記載

	してあります。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。 第 6 号議案について、西部・守山農政課長お願いいたします。
西部・守山 農政課長	受付番号 2-1 について、1 月 6 日に、担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 対象となる農地は、中村区城屋敷町二丁目と三丁目の 3 筆です。 平成 10 年より憩いの農園として適正に管理されておりましたが、このたび当初 4 筆で運営していたところを 1 筆減らし、3 筆で引き続き、憩いの農園として管理を行うとのことです。 現在 48 区画すべてを貸出しており、白菜、大根、ブロッコリー等が作付けされ良好に管理されています。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 6 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 6 号議案の案件は承認いたします。 次に、第 7 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項

の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料②及び③をお配りしていますので、合わせてご覧ください。

それでは、20 ページの農用地利用集積計画案の第 11 号について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

農用地利用集積計画案の第 11 号の農地につきまして、1 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、申請地の隣接地で農作業を行っている申請者が、申請地においても耕作したいと希望され、所有者との間で合意に至り、3 年間の利用権設定の申請がなされたものです。

申請地である中川区水里四丁目の 1 筆の畑は、耕作準備中であり、良好に管理されています。

設定する利用権は、使用貸借権であり、配布資料②にございますとおり、利用権の存続期間や有益費の償還などの扱いについて、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、本件については引き続き農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、21 ページの農用地利用集積計画案の第 12 号について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長	令和 3 年度第 12 号の農地利用集積計画につきまして、1 月 6 日に、担当委員さんと事務局職員で、本人の面談及び調査した結果をご報告します。 本件は、借受人が、農地の賃貸借権の設定をしたいと申し出されたものです。 申し出の農地は、港区西福田三丁目の 1 筆の田で、面積が 1,715 平米です。農地の現状は、稲刈り後の状態でした。 借受人の代表者は、きのこの栽培技術研修の受講や、他県のシイタケ農園での研修受講によって、シイタケの栽培技術を習得し、名古屋市での新規就農を希望され、所有者との間で、利用権設定をすることについて協議を行った結果、合意に至り、本件の申し出をなされたとのことです。 借受人代表者とは、現地調査する前に、面談を行いました。その結果や、他市農業委員会への聞き取り調査の結果により、申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。さらに、利用権の設定がされたあとも、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。 以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
清水委員	このシイタケ栽培されるというのはハウス栽培か露地栽培か、教えてください。
港農政課長	面談した結果でございますけど、ハウス栽培と聞いておりま

	す。
清水委員	ありがとうございます。
議長（会長）	他にございますでしょうか。よろしいですか。 それではここで、第 7 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。19 ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。 理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 7 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 7 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 8 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第4条第3項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。

審議のポイントとしましては、配付資料④をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第4条第3項1号から6号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。
東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

本件につきまして、担当委員さんと事務局職員とで、1月7日に申請者との面談及び現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

本件は、申請者で借受人が、所有者で貸渡人との間で、生産緑地の賃貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

申請地は、緑区大高町字定納山始め9筆で、現況地目は全て畑、合計面積1,748平方メートルの一団の農地で、令和2年度に遊休農地に認定されています。

申請者は、農家レストラン、ワイナリー等を営む企業で、現在、常滑市において、自らブドウの生産を行い、自社所有のワイナリーでワインを醸造し、「常滑ワイン」として、自社レストラン等で販売・提供を行っています。

このたび新たに、名古屋市においても、ブドウの生産からワインの醸造までを行い、いわゆる「名古屋ワイン」として、販売・提供を計画しているとのことで、そんな中で、今回の生産

緑地を借り受けることとなったものです。

それでは、お手元の配布資料④をご覧ください。

初めに、上の表ですが、項目 1 は、「1 イ」に該当します。事業計画では、新たに、ワイン用ブドウを栽培し、4 年目に収穫予定。

収穫量の全量を市内西区の申請者所有の醸造所で、ワインに加工し、醸造所及び併設するレストランで販売・提供を行う予定です。

項目 2 については、所有者と、借人が協力し、周辺住民からの相談・苦情対応を行う予定です。

次に、下の表ですが、第 2 号について、借人は、農薬の限定的使用など、周辺農地に配慮した適切な農地管理を行うとのこと。

第 3 号については、現在耕作している農地全てが適正に管理されていることを確認しました。また、今回借り受ける農地についても、事業計画のとおり、適正に耕作を行うと見込まれます。

第 4 号については、賃貸借契約書において、「適正に管理がされていない場合は、契約の解除ができる」ことの記載がされております。

第 5 号は、農業の維持発展に関する話し合い活動へ参加するとしています。

第 6 号については、申請者法人の役員で、農作業歴 10 年の

取締役が、常時従事するとしています。

以上、申請者はブドウ栽培の実績もあり、法令上必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

原田委員 今年になって担当の方と面談をしたんですが、たまたま常滑ワインということで、名古屋にもワインを作りたいということで面談しました。この会社は常滑でいろんなことをやってるんですが、たまたまイチゴ狩り園をやっておりまして、私も同業者なものですから、そこに2・3回視察に行ってます。ちょうどそのイチゴ狩り園に隣接したところにワイン畑がありまして、すごく良好に管理されておりますので、名古屋市の緑区でもいい状態で管理していただけたらと思ってます。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。他にございますでしょうか。

他にないようです。それではここで、第8号議案の議決の案を読み上げます。26ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第3項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について（依頼）」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

	理由としましては、当該計画は、第4条第3項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。 それでは、第8号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第8号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。 次に、第9号議案、土地改良事業参加資格交替申出の承認について審議を行います。 事務局、説明をお願いいたします。
農政係長	本議案は、昨年10月及び12月の農業委員会総会で、名古屋市長から依頼があった港区南陽及び中川区福島の農用地利用集積計画を案の通り決定したことの関連です。 お手元の配布資料⑤をご覧ください。 土地改良法では、土地改良事業の参加資格者は、通常、農地の所有者となりますが、利用権の設定など農地の貸付を行った場合は、それに伴い、事業参加資格も耕作者に移ってしまいます。 南陽は12月31日付で、福島は1月1日付で、所有者から耕作者に利用権が設定されており、それに伴い法的には参加資格も耕作者へ移っております。 これらの地域における農地中間管理事業については、土地改

良区の賦課金は、耕作者ではなく所有者が負担することを、地域の話し合いで合意しています。

配布資料⑤の裏面をご覧ください。

そこで、合意されている内容に改めるため、土地改良法に基づく手続きを行う必要がありますので、農業委員会に対し、所有者より、受け手から所有者に参加資格を交替する、元に戻す旨の申し出があったものです。

議案の 35 ページをご覧ください。

今回の対象となる貸付全体の 90 名、241 筆、面積が 11 万 6 千平米余について参加資格交替の申し出がなされました。

いずれも、所有者と受け手の合意によるものですので、所有者を事業に参加させることが土地改良法の目的に照らして妥当と認められると思われます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

清水委員

受け手の現時点でいま受けてる田んぼがめいっぱい状態でこれ以上ずっと受けて機能するかどうかそれが心配です。いま南陽町の大体 6 割近くを J A 名古屋ファームが作業しているんですけど、これ以上受けてやり切れるかなと、人数的なものもあるんですけど、それをちょっと心配しただけです。一応確認のためにひと言、言い添えます。

主査

ご指摘のとおり、南陽町におきましては J A 名古屋ファームさんが担い手としてかなり多くの農地を引き受けてくださってますので、ご指摘のと通りの懸念はあるのかなと、我々とし

でも認識しているところでございます。一方で今年度新しく中川区の福島地域というところで、人・農地プランを作成しまして、農地中間管理事業を実施しております。そちらでは二人の担い手が今後耕作をしてくださるというかたちになっておりますので、他の地域において、そういった人・農地プラン、中間管理事業の実施をする際は、幅広く担い手募集と言いますか、そういったことを考慮して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

その他ございますでしょうか。

他にないようです。それでは、34 ページにございます議決の案を読み上げます。

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

別記の土地に係る土地改良事業への参加資格の交替については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により承認する。

理由としましては、耕作者に替えて当該土地の所有者が土地改良事業に参加することが、当該事業の円滑な推進及び土地改良区の適切な管理運営の上で妥当と認められるため、です。

それでは、第 9 号議案については、この案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 9 号議案につきましては、案のとおり承認することといたします。

次に、第10号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に関する意見聴取について審議を行います。

本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づき名古屋市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しにあたり、市が作成した基本構想案について、名古屋市長から農業委員会に対し意見聴取があったものです。

まず始めに、基本構想案について緑政土木局都市農業課より説明をお願いします。

都市農業課主幹の西村でございます。第 10 号議案についてご説明いたします。議案資料の 48 ページをご覧ください。

まず、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、各市町村が効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るにあたり、目標を明らかにするため、育成すべき農業経営の指標やその実現のためにとるべき措置などを示すもので、県の基本方針に即して定めるものでございます。

愛知県では、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を概ね 5 年ごとに、その後 10 年間について定めております。

名古屋市が基本構想を定めるにあたっては、愛知県の基本方針に沿い、期間についても県の基本方針と同様の期間について定めることになっております。そして、その際には、農業委員会、市内農業協同組合等の意見を聴取することとなっていることから、今回の議案とさせていただきます。

今回定める基本構想は、先ほども申しましたが、現行の基本構想を県の基本方針に合わせて見直して策定するものでございます。県の基本方針については、令和 3 年 4 月 1 日付けで新たなものが公表されておりますので、名古屋市についても基本構想を今年度中に定め、公表を行いたいと考えております。計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度となる予定でございます。

す。

続きまして、48 ページの下段をご覧ください。「2」に記載がありますのが、この基本構想の中で定める主な内容でございます。

1 つ目に、農業経営の目標となる年間農業所得、年間労働時間についての目安。2 つ目に、農業経営の目標を達成するための目安となる営農類型指標。3 つ目に、担い手に対する農用地の利用集積目標。最後に、以上の目標を達成するために行う事業という 4 つの内容で構成されております。

続きまして、49 ページをご覧ください。「3」には、現行基本構想との比較の要点を 3 点記載してございます。先ほどから申し上げてございますように、愛知県の基本方針に沿って見直しを行いました。

まず 1 点目は、農業経営の目標についてです。現行では基幹経営体の年間農業所得について、概ね 800 万円という目標を設定しています。この場合、基幹経営体は主たる従事者を 2 名と想定しております。今回の見直しでは、基幹経営体の概ね 800 万円という目標に加え、主たる従事者 1 人あたり 400 万円という目標設定を追加しております。ただし、現行でも 1 人あたりの目標は概ね 400 万円であり、実質的な変更はありません。このたび、1 人当たりの目標を明確化するものです。

次に 2 点目は、担い手に集積する農用地の面積シェアの目標についてです。こちらは、国において「令和 5 年度までに全農地の 8 割を担い手へ集積する」との方針を掲げていること、及び愛知県の基本方針でも集積目標を 80 パーセントとしていること等を勘案して、名古屋市の農用地区域面積の 80 パーセントを集積するように目標値を算出いたしました。その結果、現

行の概ね 30 パーセントと同じ値が算出されたため、実質的には変更はございません。

最後に 3 点目が、営農類型指標についてです。こちらは、県の基本方針に示された営農類型のうち、本市及び周辺地域における主要な営農類型指標を基に記載しているものです。

このうち、現行では酪農専業経営としていたものを、本市の実情に即して肉用牛専業経営と変更しました。

その他、法律の改正に伴って関連する語句や変更すべき記述については、修正してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 10 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。47 ページをご覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に関する意見聴取について

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年 8 月 29 日農林省令第 34 号）第 2 条の規定により、名古屋市が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に関する意見の聴取について（依頼）」により意見聴取があったことについては、案のとおり変更して差し支えない。

	理由としましては、当該基本構想は、愛知県の基本方針に即して変更されるものであり、妥当であると認められるため、です。 それでは、第 10 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 10 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、議題に移ります。 議題 1「意見書の作成について」でございます。 前回の総会において、今年度提出した意見書に対する対応状況の報告がありました。 その報告を受けまして、12 月の拡大運営委員会において検証した結果について、報告いたします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
農政係長	それでは説明させていただきます。 まず、議題 1 の資料の次に、「令和 4 年度名古屋市農業施策等に関する意見 検証資料」というホチキス留めされている資料があると思いますので、そちらをご覧ください。 こちらの資料には、今年度提出した意見書について関係部署

からの回答を二重線の四角の中に記載、12月の拡大運営委員会で検証した結果を下の太線の黒四角の中に記載させていただいております。

この検証結果を踏まえまして、今後も改善を必要とする制度や施策などがあるということから、令和5年度も関係各所に対して引き続き意見する必要があるということで拡大運営委員会で決定されました。

続きまして、資料が戻りますが、議題1「意見書の作成について（案）」をご覧ください。

1にございますとおり、作成方針といたしましては、(1)令和4年度名古屋市農業施策等に関する意見書の検証を実施し、その結果を踏まえたうえで、新たな追加意見を加え、令和5年度の意見書を作成する。(2)新たな追加意見は、制度や施策の改善に対する意見とする。(3)意見書の意見項目は、必要なものに絞り込み概ね10項目以内とする、という方針が決定いたしました。

次に、2をご覧ください。意見書作成の流れでございます。

(1)追加意見の募集につきましては、1月から2月にかけて、制度や施策の改善に対する追加意見を全委員から募集するということに決定いたしました。

(2)にまいりまして、その後3月から5月にかけて意見書の案を作成いたします。意見書の案は拡大運営委員会で確認していただきます。

(3)にまいりまして、5月または6月に総会で意見書の案を諮り、最終決定させていただきたいと考えております。

決定した意見書につきましては、7月に名古屋市長へ提出、その後関係各所にも提出する予定でございます。

委員の皆様につきましては、先ほどご説明しました検証結果をお持ち帰りいただきまして、ご一読のうえ、追加意見等ございましたらご提出いただきますようよろしくお願いいたします。提出期限につきましては、2の(1)にあるとおり、2月28日月曜日までに、地区農政課にご提出ください。ご提出いただいた意見については、3月から5月にかけて、拡大運営委員会でご検討いただきます。その結果を踏まえて意見書の案を作らせていただきますので、より多くのご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。

以上、意見書の作成につきまして、説明いたしましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、議題1については、案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、議題1については、案のとおり決定いたします。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政係長

それでは、令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 1 月 4 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 12 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 26 件

続いて、13 ページから 19 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 25 件

続いて、20 ページから 47 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 94 件

続いて、48 ページから 49 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 5 件

続いて、50 ページから 51 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用賃借権設定に係るものが 5 件

続いて、52 ページから 55 ページにかけまして、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 8 件

続いて、56 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

続いて、57 ページから 59 ページにかけまして、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 6 件

続いて、60 ページですが、農地改良届が 2 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）	ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。
主査	1 月 24 日月曜日から、地区農政課におきまして特定生産緑地の指定申出の受付を開始しております。今回 1992 年から 1994 年に指定されました生産緑地が受付対象となっております。受付期間につきましては、4 月 8 日の金曜日までとさせていただきます。1992 年に指定された生産緑地につきましては今回の受付が最終となります。これ以降の受付機会がございませんので、特定生産緑地の指定を希望される場合は、必ずこの受付期間内に手続きをしていただく必要がございます。いま皆様におかれましては、周りで生産緑地を所有される方がいらっしゃいましたら、ぜひお声がけ等ご協力いただきますようお願いいたします。 また今後、現地調査も順次始まってまいりますので、大変お手数をお掛けしますが、そちらのほうもご協力のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。
農政係長	続きましてご案内です。 通知にてご案内をしておりますが、2 月 10 日木曜日に予定をしておりました農業委員研修、農業団体、3 J A との意見交換につきまして、新型コロナウイルスの感染急拡大によりまして、まん延防止等重点措置が適用されたことから、今年度の開催は中止となりましたことをご報告いたします。以上です。
議長（会長）	その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和４年第１回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後３時０２分）